

○那珂川市猫よけ器(超音波発生装置)貸出要綱

(平成 29 年 3 月 31 日要綱第 37 号)

改正 平成 30 年 6 月 27 日要綱第 31 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、猫による糞尿等の被害を受けている市民及び事業者に対して、猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を試用として貸し出すことにより、被害の軽減及び所有地又は借地の自己管理意識の醸成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を行う者をいう。

(貸出しの対象)

第 3 条 猫よけ器の貸出しの対象者は、市民又は事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己の所有地又は借地に猫よけ器を設置し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (2) 猫よけ器の貸出しを受けた場合に、猫よけ器について良好な管理を行うとともに、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

(貸出申請)

第 4 条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、猫よけ器（超音波発生装置）借用書（別記様式）を市長に提出し、猫よけ器の貸出しを受けるものとする。

2 前項の借用書には、市内に住所又は事業所を有することの証明書類（住民票、自動車運転免許証、健康保険証、登記事項証明書等）を添付しなければならない。

(貸出期間及び貸出回数)

第 5 条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から 15 日以内とし、原則として、1 世帯又は 1 事業所当たり 1 回までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出台数及び使用場所)

第 6 条 猫よけ器の貸出台数は、1 世帯又は 1 事業所当たり 1 台までとし、その使用場所は、市内における貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の所有地又は借地とする。

(費用負担)

第7条 猫よけ器の貸出しは、市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和50年条例第21号)第7条の規定に基づき、無料とする。ただし、貸出期間中における猫よけ器の設置及び使用に伴う費用(必要な電池等にかかる費用)に関しては、借受者の自己負担とする。

(借受者の責務)

第8条 借受者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること(使用上の注意事項の厳守も含む。)
- (2) 猫よけ器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器の権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が指示した事項

(返還)

第9条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を市に返還しなければならない。

- (1) 猫よけ器の貸出期間が経過したとき。
- (2) 第3条に規定する貸出しの要件を満たさなくなったとき。

(損害賠償)

第10条 借受者の責めに帰すべき理由により、猫よけ器を損傷し、又は滅失したときは、借受者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(市長の指示)

第11条 市長は、借受者に対し、猫よけ器の貸出しについて必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月27日要綱第31号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

別記様式(第4条関係)

猫よけ器（超音波発生装置）借用書

[別紙参照]